

(平成24年4月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件

## 兵庫国民年金 事案 3054

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月

私は、当時、A県B市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料に未納は無い上、申立期間後において、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っているなど、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年3月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、B市では、申立期間当時、過年度納付書を発行していたとしているところ、申立人が市から交付された納付書により金融機関で納付したとしていることとも符合しているなど、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入し、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付してきたはずであるが、夫の年金記録では昭和40年4月から納付済みとなっているのに対し、私の年金記録は41年4月から納付済みとなっていることに納得がいかないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、昭和41年4月以降、申請免除期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無く、60歳以降も国民年金に任意で加入し、65歳までの期間について保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年5月に申立人の夫と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人及びその夫の国民年金手帳には、41年9月1日発行の日付印が押されていることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、その時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

さらに、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが、申立人の夫の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により確認できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和41年4月から同年10月までの保険料が同年11月1日に現年度納付されていることが確認でき、申立人及びその夫の国民年金手帳には、当該期間について夫婦共に「済」の印が押され、同年11月以降の保険料を夫婦同一日に納付しているこ

とが確認できることから、保険料納付について同一性が認められ、申立人に係る申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、昭和47年10月頃、自宅を訪ねてきた市の職員と思われる女性に国民年金の説明を受け、勧められたので加入し、国民年金保険料は、定期的に集金に来てくれていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、昭和47年10月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、60歳到達時までの国民年金加入期間（61年4月から平成15年2月までは第3号被保険者期間）において、国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が主張する国民年金保険料の納付方法は、当時のA県B市の取扱いと符合し、納付したとする保険料額もおおむね一致しており、納付意志をもって任意加入の手続を行いながら、保険料を納付しなかった特段の事情も見当たらず、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月23日から同年4月10日まで  
私は、申立期間について、継続して勤務した。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録、同社からの回答、申立人が所持するA社の辞令及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、同社において継続して勤務し（昭和38年3月23日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、人事記録及び辞令には、昭和38年3月23日付けで同年4月10日までA社C支店へ出向の記録があり、また、出向の発令日である3月23日及び出向期間（4月10日まで）については社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が4月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月

私は、申立期間当時、国民年金の学生納付特例の申請を行ったが、アルバイトの給与所得が多かったため、受けることができずに未納であった。納付書が送付されてきたので、時効になる直前に毎月コンビニエンスストアで納付しており、申立期間のみが未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を送付されてきた納付書によりコンビニエンスストアで納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成11年7月23日に付番されていることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間直後の15年11月の保険料は17年12月27日付けで収納されており、その時点では申立期間の保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、納付記録が漏れたとは考え難い。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から14年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月から14年4月まで

私は、会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたものの、申立期間の保険料については、納付していなかった。その後、再就職も決まり、納付書が送付されてきたため、申立期間の保険料を一括して金融機関等で納付したので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、再就職後、送付されてきた納付書で、一括して金融機関等で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成10年9月22日に付番されていることがオンライン記録により確認でき、申立期間直前の13年4月から同年7月までの保険料については納付されていることがA県B市の国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立期間は未納とされていることが確認できる上、オンライン記録とも一致する。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから納付記録が漏れたとは考え難い。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

父親が昭和55年4月頃、A町（現在は、A市）役場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。59年3月頃に、B市役所で2冊の年金手帳と申立期間の保険料の領収書を提出して、年金手帳を1冊にまとめてもらったが、申立期間の年金記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親がA町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（\*）は、昭和59年4月にB市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立内容とは符合しない上、上記の払出時点では、申立期間の大部分は既に時効により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、B市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間は未納と記録されていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録とも一致する。

さらに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から同年9月まで

私は、会社退職後の平成6年6月頃、A市役所で妻と共に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。妻だけ納付済みとされているので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年6月頃、A市役所で申立人の妻と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が夫婦二人分を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、その前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内で申立人の氏名を検索したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間に係る国民年金の資格記録(平成6年10月17日資格喪失及び10年6月1日資格取得)が10年9月17日に追加入力されていることが確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付することができず、申立人の妻は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が一緒に国民年金に加入したとする申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されており、オンライン記録によると、その妻は、申立期間に係る国民年金保険料を平成6年12月19日に納付していることが確認できる。

また、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から50年2月まで

私が20歳になったと同時に母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。

婦人会の会長が家に集金に来ているところに帰宅し、その折に母親から私のために納めていることを聞いた。申立期間の保険料が未納となっていることについて、もう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった際、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金手帳払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、婚姻後の氏名で昭和50年3月に払い出されており、同市の国民年金台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の記載から、申立人は、同年3月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、婚姻前の姓を含め複数の読み名で検索するも、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から54年3月まで

私は、昭和50年8月頃にA市役所で婚姻届を提出した際、職員から国民年金の加入を勧められたため、加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付し、同年8月以降については、私又は妻が納付書により金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付したにもかかわらず、未納となり納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月頃に国民年金の加入手続きを行い、同年7月までの国民年金保険料は申立人自身が夫婦二人分を一括で納付し、同年8月以降の分については、申立人又はその妻が金融機関で夫婦二人分の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、前後の任意加入被保険者の記録から、昭和54年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続き時点では、昭和43年5月から52年3月までの国民年金保険料は特例納付、同年4月から54年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の納付記録において、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をB県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年6月まで

私は、年金記録がおかしかったので年金事務所で照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付は確認できないと回答された。

しかし、申立期間は、国民年金に加入しなければならないと理解しており、国民年金保険料の領収書を見た記憶もあるのに、納付記録が無いのはおかしいので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、納付済みとされている国民年金保険料については、平成9年1月に付番された基礎年金番号で納付していることが確認できるところ、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、その前提となる国民年金手帳記号番号が申立期間当時に払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム（A県内）及びオンライン記録により申立人の氏名を検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は、国民年金に未加入の期間であることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年9月までの期間及び同年10月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年9月まで  
② 昭和45年10月から47年3月まで

私がA県B市から実家のあるC町（現在は、D市）に帰ってきた昭和45年10月頃、母が国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料については、時期は覚えていないが、母が遡って納付してくれ、申立期間②についても、母が納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が昭和45年10月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①について、一括で納付し、申立期間②について、毎月、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年1月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間①は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間②について、上記加入手続時点において、当該期間は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間②の保険料を過年度納付した記録は確認できない上、C町の国民年金被保険者名簿によると、昭和46年度検認記録欄には、「休み」の記載があり、特殊台帳においても未納とされていることと符合する。

なお、申立人は、C町の国民年金被保険者名簿において、申立期間②直後の昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料を、48年9月17日に一括して過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後すぐの平成11年1月頃、市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で、自身で納付していた。領収書の控えは無いが、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年1月頃、市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金資格・得喪記録によると、申立人の申立期間（平成11年1月1日付け）に係る国民年金被保険者資格の再取得は、12年3月7日に処理されていることから、この頃に国民年金の再加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該処理日において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるどころ、オンライン記録によると、申立人は、11年4月から12年3月（11年10月の厚生年金保険加入期間を除く。）までの保険料を12年5月19日に一括して過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を納付した記録は見当たらない。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっている期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から54年3月まで

私の夫が、昭和50年8月頃、A市役所で婚姻届を提出した際、職員から国民年金の加入を勧められたため、加入手続きを行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一括で納付し、同年8月以降については、私又は夫が納付書により金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付したにもかかわらず、未納となっており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年8月頃に申立人の夫が国民年金の加入手続きを行い、同年7月までの国民年金保険料はその夫が夫婦二人分を一括で納付し、同年8月以降の分については、申立人又はその夫が金融機関で夫婦二人分の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号(\*)は、前後の任意加入被保険者の記録から、昭和54年7月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続き時点では、昭和43年10月から52年3月までの国民年金保険料は特例納付、同年4月から54年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の納付記録において、申立期間の保険料を特例納付及び過年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をB県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 4660 (事案 3245 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 1 日から 32 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 58 年 8 月 1 日から平成 7 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 5 月 1 日に A 社に入社し、33 年 6 月末日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており、また、58 年 8 月 1 日から平成 15 年 2 月末日までは B 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間②の被保険者記録についても欠落していたので、年金記録確認兵庫地方第三者委員会に記録の訂正を申し立てたところ、23 年 5 月 2 日付けで申立てを認めることができないと通知を受け取ったが納得できない。

今回、申立期間①の A 社での勤務期間については、新たな資料として、同社の入社時の関係書類（辞令、身元引受保証書）及び C 社の在籍時に出場した技能競技大会の賞状を提出するので、再度調査してほしい。また、B 社での勤務期間のうち、申立期間②については貴委員会の通知では一人親方だったとのことだが、当該期間も同社の社員であったはずであり、当該期間の勤務場所であった同社の元請先である D 社（以下「元請先」という。）の課長及び作業長に私が厚生年金保険に加入していたことについて再度確認してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) A 社は、「申立人に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、ii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 24 人のうち連絡先の判明した 7 人に照会し、5 人から回答があったが、全員が申立人を記

憶していない旨証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言は得られないこと、iii) 前記名簿によると、申立人は、昭和31年7月1日に一旦厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証が返納されたことを意味する「証回収」の記載が確認できる上、32年7月1日に再度被保険者資格を取得していることが確認できること、また、申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人は、「58年8月1日からB社に継続して勤務していた。」と主張しているが、同社は、「平成7年5月31日以前は申立人を一人親方として仕事を外注しており、同年6月1日から当社の正社員として雇用した。」と回答していること、ii) 同社が保管する申立期間直前の同年4月及び同年5月の申立人の支払明細書控及び領収書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、iii) 同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iv) オンライン記録によると、申立期間においては、申立人は国民年金の被保険者であり、大部分の期間について保険料を納付していることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、23年5月2日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間①については、新たな資料として、A社における申立人に係る昭和29年4月1日付けの採用辞令、申立人が同社出張所長宛てに提出した同年5月1日付けの身元引受保証書、同社における申立人に係る同年8月1日付けの昇給辞令及びC社の在籍時に出場した技能競技大会の39年3月11日付けの賞状を提出するので、再度調査してほしい。また、申立期間②については、勤務場所であったB社の元請先の申立期間当時の課長及び作業長に、私が厚生年金保険に加入していたことについて、再度確認してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、申立期間①について、申立人から今回新たに提出のあつた申立人に係るA社の採用辞令、同社出張所長宛ての身元引受保証書、昇給辞令及びC社に在籍時の技能競技大会の賞状は、いずれも、申立期間①の厚生年金保険料控除等を確認することができる資料ではない上、当該技能競技大会で申立人と一緒に表彰を受けた元同僚も既に死亡しており、調査ができないことから、申立人から提出のあつた資料は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

一方、申立期間②について、申立人が記憶する申立期間当時の勤務場所であった元請先の申立期間当時の課長、作業長4人及び作業員一人のうち、所在の判明した3人（課長及び作業長一人はオンライン記録が特定できず、他の作業長一人は死亡）に照会したところ、3人から回答があつたものの、再照会の二人は、前回と同様、「申立人と同じ現場で働いていたものの、申立人は、当社ではなくB社の従業員であったことから、申立人の厚生年金保険加入状況につ

いては分からない。」とし、前回照会したが回答がなく今回新たに回答のあった他の一人の作業長は、「私は作業長として、申立人の出勤状況等を管理し本社の管理グループに報告していたが、申立人の給与は当社でなくB社から支給されており、同保険の取扱いも同社が行っていたことから、申立人の同保険の加入状況等については分からない。」とそれぞれ証言していることから、申立人が再度確認してほしいとしている申立期間当時の元請先の作業長等からは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情、情報を得ることができない。

そのほか、申立期間①及び②について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は、見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4661 (事案 1572、3152 及び 4454 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月1日から26年8月1日まで

私は、昭和23年9月1日にA社に入社した後、私が事業を引き継いでB社として平成10年6月に廃業するまで継続して勤務したが、A社からC社に社名変更した際の申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落している。

今回、新たな資料として昭和25年11月25日に台帳が作成された事業所台帳全記録照会の写しを提出するので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

過去3回の申立てについて、i) C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができないこと、ii) A社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人と同様に昭和25年12月1日にA社の被保険者資格を喪失した元従業員は申立人を含め46人確認でき、そのうち30人が、C社が厚生年金保険の新規適用事業所となった同年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立人は、A社の被保険者資格を喪失後、26年8月1日に被保険者資格を取得していることが確認できること、iii) C社に係る被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和25年12月1日から、申立人が被保険者資格を取得した26年8月1日までの期間について、申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、同被保険者名簿に不自然な点は見当たらないこと、iv) 申立人が、当時、D団体から入手した資料からは申立人の申立期間における勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認することはできないこと、v) 申立人が当時の事情を知っているはずであるとする申立人の弟

については、当時の記憶は無いとしていることなどから、既に平成22年3月29日、23年4月11日及び同年10月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立内容については、これまでの申立内容と同様である上、今回、申立人から新たに提出された資料は、申立人の申立期間における勤務実態及び申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことを確認できる資料ではないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 10 日から 43 年 10 月 9 日まで

私は、昭和 40 年 5 月 10 日から 43 年 10 月 8 日までの期間について、A社（現在は、B社）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、同社と一緒に勤務していた元同僚は厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 40 年 5 月 10 日から 43 年 10 月 8 日までの期間について、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B社の現在の代表取締役は、「申立期間当時の賃金台帳、厚生年金保険に関する資料等は災害の時に全て破棄している上、申立期間当時の社長は死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない。申立人が同保険への加入を希望しなかったかどうかについては定かではないが、申立期間当時の社長から、従業員の中には、本人の希望により厚生年金保険に加入しない者もいたと聞いたことがある。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 39 年 9 月 1 日から 43 年 10 月 9 日までの期間に被保険者資格を有する元従業員 55 人のうち、所在が判明した 29 人に照会したところ、18 人から回答があり、そのうち 3 人は、「申立人は同社に勤務していたが、勤務期間は分からない。」、他の 15 人は、「申立人のことは分からない。」とそれぞれ供述しており、申立人の勤務期間等についての具体的な供述を得ることができない。

さらに、前述の回答者のうちの一人は、「A社には、申立期間当時、元請会

社等への派遣も含めて少なくとも 20 人程度の従業員が在籍していた。」と供述しているところ、同社に係る被保険者原票によると、申立期間当時の被保険者数は 10 人から 17 人で推移していることが確認できるとともに、申立人が記憶する元同僚が同社で作業の仕上げの技術を教えたとする二人の元従業員のうち一人の氏名が確認できない上、前述の回答者のうち、同社における厚生年金保険の加入状況について回答のあった二人のうち一人は、「同社では、同保険には希望者のみ加入させていた。入社時、同保険に加入するかどうかが尋ねられ、同保険に加入すれば保険料分の給料の手取りが少なくなると言われた。」、他の一人は、「従業員の中には同保険への加入を希望しない者がいた。事業所は保険料の半額を負担しなければならないことから、従業員が同保険に加入を希望しない場合は加入させていなかったと思う。」とそれぞれ供述していることを踏まえると、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る被保険者原票によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に、申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 7 月 5 日まで

私は、昭和 58 年 10 月 1 日から 60 年 7 月 5 日まで A 社に勤務していたが、国の年金記録では、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社の所在地及び元事業主の氏名等を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 11 月 1 日であり、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、A 社の元事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社が厚生年金保険の適用事業所となる前から同社で勤務していたとする元従業員は、「同社が適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料が控除されていなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 10 月 11 日まで

私は、昭和 47 年 10 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、53 年 1 月に結婚退職するまでの間、C 社において継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についても、A 社の社員として、派遣先の C 社において継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「会社の合併等に伴う資料の廃棄により申立期間当時を確認できる資料が無い上、当時の担当者も在籍していないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立人が名前を記憶する元同僚一人及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間に被保険者資格を取得している 7 人の元従業員に照会を行ったが、回答があった 6 人（元同僚を含む。）からは、申立人の派遣先である C 社における勤務期間を特定する供述を得ることができない上、申立人は、当該元同僚以外には、派遣先である C 社の申立期間当時の上司や他の職場の従業員の名前を記憶していないため、同僚等の調査を行うことができず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、A 社に係る被保険者名簿により、昭和 40 年 11 月 1 日から平成元年 6 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格を取得している女性元従業員のうち、申立人と同様、2 回以上被保険者資格の取得・喪失を繰り返

している者は8人（申立人を除く。）確認できるところ、当該8人に照会を行ったが、回答があった5人はいずれも、「私自身の厚生年金保険被保険者記録と同社に勤務していた期間は一致している。」と供述している上、当該5人の被保険者記録と雇用保険の被保険者記録は一致していることが確認できる。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年10月26日に被保険者資格を取得したが、50年2月1日に一旦喪失し、同年10月11日に同資格を再取得し、53年2月1日に喪失していることが確認でき、当該記録は申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 21 日から 55 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 12 月から 3 年間、A 社で正社員として勤務し、引き続き、半年間はパート従業員として勤務したが、国の年金記録では、正社員であった 3 年間のうち、54 年 4 月 21 日から 55 年 12 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の元同僚の証言により、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 52 年 12 月 5 日から 54 年 10 月頃まで同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、当該事業所において、昭和 52 年 12 月 5 日に同保険の被保険者資格を取得し、申立期間直前の 54 年 4 月 20 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致するところ、同社の元事業主は、「当時、正社員は雇用保険と厚生年金保険にセットで加入させていたが、パートやアルバイト従業員は両保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、上記の元同僚は、「申立人が、申立期間とそれ以前の A 社での勤務期間において、同一の雇用形態であったかどうかは分からない。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚に照会しても、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A 社の元事業主は、「当時の関係資料が無いため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況等は不明である。」と回答して

いる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月5日から25年3月5日まで

私は、昭和22年から23年頃まで、A社（現在は、B社）のC丸に乗船し、D国の物資を日本へ輸送した。その後も、近海航路のC丸にE職として乗船していたが、家族の病気のために、25年3月に下船した。申立期間の船員保険の記録が無いので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和25年3月5日までA社のC丸に乗船していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人に関する資料が無いので、在籍等一切不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人はC丸に乗船していた当時の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間当時、A社に係る船員保険被保険者記録を有する元従業員7人に照会したものの、回答のあった5人に申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務状況に関する証言が得られない。

さらに、申立期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、唯一回答のあった一人は、「私は、経理を担当していたが、船員保険の事務については担当ではなかったので分からない。船員保険の事務担当者は既に死亡した。」と証言しており、申立期間当時の船員保険に係る手続及び保険料控除の状況について確認することができない。

加えて、申立人は「家族の病気のため、昭和25年に下船した。」と主張しているところ、申立人が、当時、同居していたとする申立人の父親、母親及び兄

は既に死亡していることから、これら申立人の親族から申立人のA社退職当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 26 日から 61 年 3 月 10 日まで

私は、A社で申立期間も前後の期間と同じように継続勤務していた。同じように勤務していた兄二人の年金記録は継続しているのに、私の年金記録には欠落がある。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間の前後を通じて同社の取締役であったことが確認できる上、複数の元従業員及び当時から同社の状況を知る現在の監査役によると、「申立人は、申立期間も継続勤務していた。」旨証言している。

しかしながら、A社は、「当時の社会保険手続や保険料控除を確認できる資料等は保存していない。」と回答し、申立期間当時の申立人以外の役員は既に死亡している上、当時の事務担当者とも連絡を取ることができないことから、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社において申立期間の頃に厚生年金保険被保険者記録を有し所在が確認できた4人、及び商業登記簿謄本により確認できる同社の監査役経験者2人の合計6人に申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける具体的な証言は得られない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、i) 申立人は、昭和 50 年 12 月 1 日に健保番号\*番で被保険者資格を取得し、申立期間の始期である 60 年 1 月 26 日に同資格を喪失していること、ii) 当該喪失日直

後の同年2月5日に健康保険被保険者証を返納し、その進達が同年同月7日に行われていること、iii) 申立期間の終期である61年3月10日に健保番号\*番で再度、同資格を取得し、その進達が同年同月24日に行われていることがそれぞれ確認でき、資格取得日及び同喪失日はいずれもオンライン記録と一致する上、健康保険証の返納日や進達処理日等に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

前述のとおり、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、私は次兄と二人でA社の実質的な経営をしていた。給与計算や社会保険を含め経理の事務手続は私の妻が行っていたが、私も把握できるような状況であった。」と供述しており、複数の元従業員がそれを裏付ける証言をしている。

したがって、仮に、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立期間当時、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 5 日から平成 2 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 63 年 1 月に A 社（現在は、B 社）に C 職として採用され、平成 2 年 1 月まで継続勤務した。当該期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人に係る A 社の C 職採用通知書、退職届及び雇用保険被保険者記録から、申立人は申立期間のうち昭和 63 年 1 月 5 日から平成元年 12 月 28 日まで同社に C 職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社が保管する申立人に係る手当金支給明細書によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A 社に係る社内通達（C 職に対する健康保険、厚生年金保険の導入について）において、同社は平成 3 年 7 月 1 日から C 職を厚生年金保険に適用導入するとした記載が確認できる上、B 社は、「平成 3 年 7 月 1 日前においては、C 職は厚生年金保険の加入対象外であることから、申立人を厚生年金保険には加入させてはならず、給与から同保険料を控除していない。」旨を回答している。

加えて、オンライン記録により A 社 D 支店において、平成 3 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、所在が確認できた元従業員 12 人に照会し 2 人から回答を得たところ、当該二人は、「私は、平成 2 年 9 月から 30 か月の期間を予定して、5 年 2 月まで C 職として勤務したが、2 年 9 月から 3 年 6 月までは国民年金に加入していた。また、勤務期間当初は、雇用形態から社会保険には加入できないものと思っていた。」、「私は、3 年 1 月頃から C 職として

勤務したが、職種の特性から厚生年金保険には加入できないものと思っていたし、同保険には加入していなかったところ、同年7月頃に事業主から『社内規定が変わったので、C職も厚生年金保険及び健康保険に加入できるようになった。』という説明を受けて厚生年金保険に加入した。」とそれぞれ証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 51 年 9 月 7 日まで

私は、昭和 47 年 8 月中旬頃から A 社に勤務した。真夏の非常に暑い時期だったのでよく覚えている。申立期間当時は事業所にある寮に住み込みで勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。申立期間の国民年金の納付に関しての記憶は無いが、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかないので調査の上、記録の訂正を願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立人の改製原附票で確認できる住所地から、申立人は、期間は特定できないものの A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚 15 人（申立人が同社において一緒に寮に住んでいたと記憶する 3 人を含む。）に、申立人の勤務形態について照会し、11 人から回答を得たものの、そのうちの一人は、「申立人は、給与から保険料の控除がない臨時の社員だった。理由は、自分の給与が申立人より低いことについて社長に問い正したことがあり、その時に社長から『申立人の給与からは保険料を控除していないからだ。』と言われた記憶がある。」と証言している上、上記複数の元同僚及び当時の会計事務担当者は、同社における厚生年金保険の加入について、「同保険に加入しない制度があった。」、「当時、会社には同保険に加入していない人もいた。」とそれぞれ証言している。

また、A 社は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

さらに、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までについて、申立人に係る B 市国民年金被保険者カードによると、国民年金の申請による免除期間であることが確

認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。